

# 全国健康関係主管課長会議

## 健康局 総務課

### 原子爆弾被爆者援護対策室

#### 原子爆弾被爆者に対する援護の仕組み

原子爆弾被爆者に対する援護として、被爆者が受けた放射能による健康被害という、他の戦争犠牲者には見られない「特別の犠牲」に着目し、国の責任において、医療の給付、各種手当の支給等、総合的な保健・医療・福祉施策を講じている。

**被爆者の範囲** 以下のいずれかに該当する者であって「被爆者健康手帳」の交付を受けた者【手帳保持者 約22.8万人】  
(平成21年度末)

- ① 原爆投下の際「被爆地域」(広島市・長崎市の区域・隣接地域)に在った者
- ② 入市被爆者(原爆投下後2週間以内に爆心地付近(約2km)に入市した者)
- ③ 救護被爆者(放射能の影響を受けるような事情の下にあった者)など

**原爆症の認定** → 認定を受けた者には医療特別手当(月額136,890円)を支給【支給対象者 約6,400人】  
(平成21年度末)

被爆者の疾病について①原爆放射線に起因し、②現に医療を要する状態にあるかを認定

： 原子爆弾被爆者医療分科会にて専門的な観点から客観的に審査し、厚生労働大臣が認定

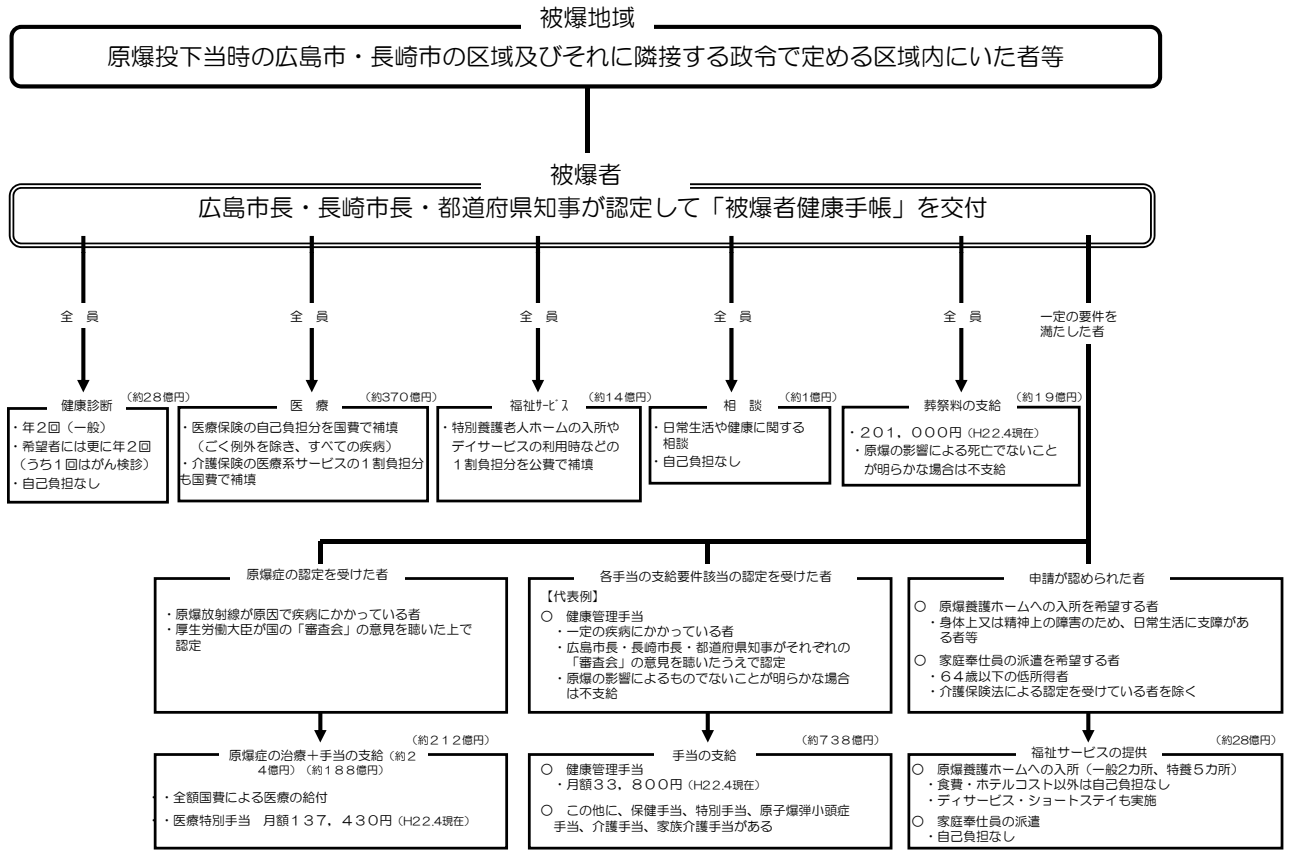
「厚生労働大臣は、原爆症認定を行うに当たっては、政令で定める審議会(\*)の意見を聴かなければならない。」(被爆者援護法第11条第2項)

\* 政令で定める審議会 = 疾病・障害認定審査会(原子爆弾被爆者医療分科会)

**援護措置** 【1,478億円(平成23年度予算(案))】

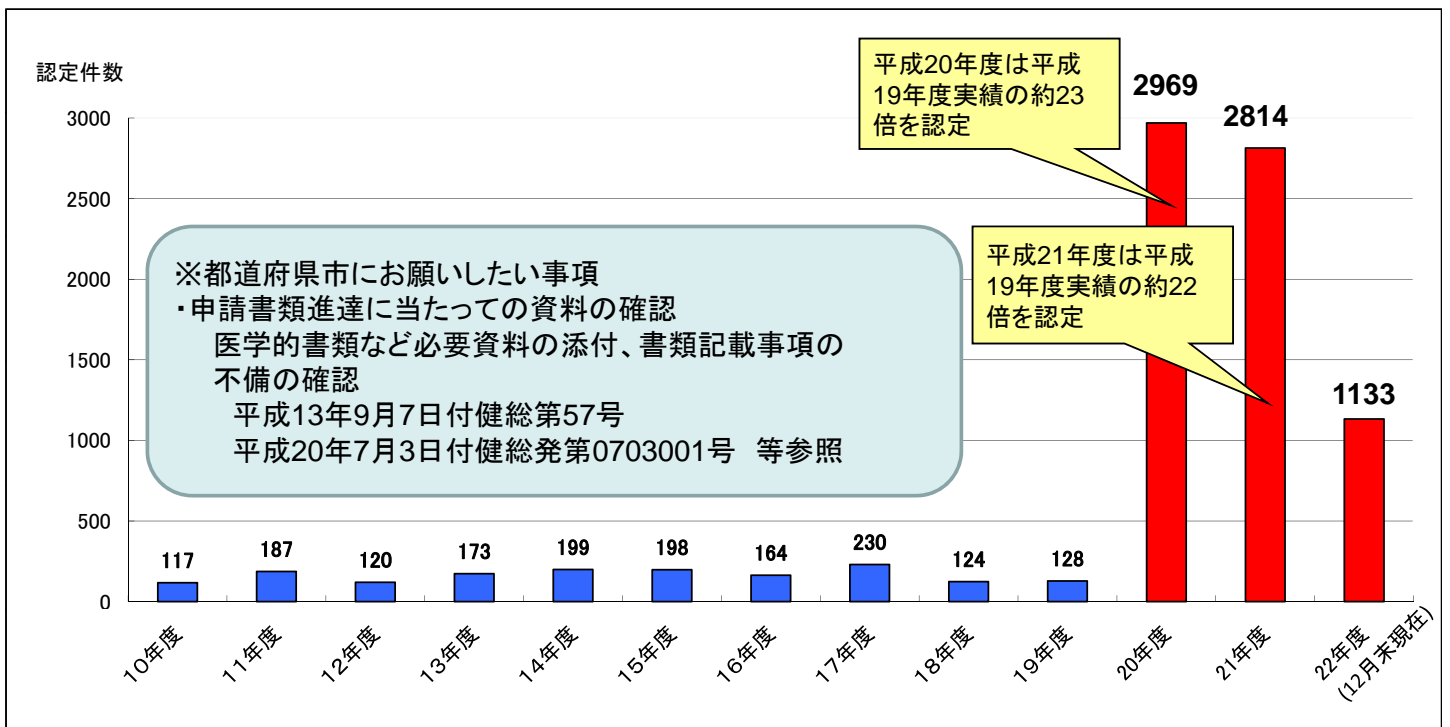
- 1 医療の給付(医療費の無料化) 【423億円】
- 2 各種手当の支給 【944億円】  
健康管理手当(月額:33,670円)【支給対象者 約19.6万人(平成21年度末)】(被爆者の86%が受給)  
医療特別手当(月額:136,890円)【支給対象者 約6,400人(前出)】 など
- 3 健康診断の実施(年2回)
- 4 福祉事業の実施(居宅生活支援、原爆養護ホーム事業など)

原爆関係の援護施策の概要  
(平成23年度予算(案)：約1,478億円)



原爆症の認定件数

・平成20年4月以降、22年12月までで、合計6,916件を認定



# 原爆症認定制度の在り方に関する検討会について

## 目的

原爆症認定制度については、平成21年12月に成立した「原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律」の附則において、原爆症認定制度の在り方について検討する旨が規定され、平成22年8月に、内閣総理大臣から原爆症認定制度の見直しの検討を進めることが表明されたところである。

これを踏まえ、原爆症認定制度の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとするため、厚生労働大臣の主催により、学識経験者及び関係団体等の有識者からなる「原爆症認定制度の在り方に関する検討会」を開催する。

※平成22年12月9日に第1回を開催。

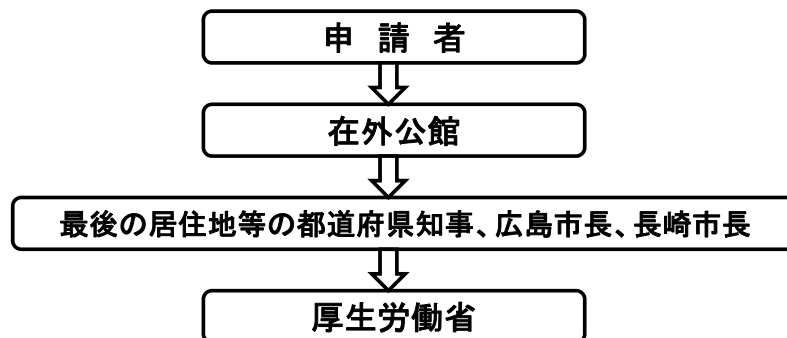
## 構成員

- |        |                 |          |                     |
|--------|-----------------|----------|---------------------|
| ・荒井 史男 | 弁護士             | ・田中 熙巳   | 日本原水爆被害者団体協議会事務局長   |
| ・石 弘光  | 放送大学学長          | ・智多 正信   | 長崎市副市長              |
| ・草間 朋子 | 大分県立看護科学大学学長    | ・坪井 直    | 日本原水爆被害者団体協議会代表委員   |
| ・潮谷 義子 | 長崎国際大学学長        | ・長瀧 重信   | (財)放射線影響研究所元理事長     |
| ・神野 直彦 | 東京大学名誉教授        | ・三宅 吉彦   | 広島市副市長              |
| ・高橋 滋  | 一橋大学大学院法学研究科教授  | ・森 亘(座長) | 東京大学名誉教授            |
| ・高橋 進  | 株式会社日本総合研究所副理事長 | ・山崎 泰彦   | 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授 |

## 在外被爆者の方々からの原爆症認定申請について

- 在外被爆者の方々からの原爆症認定申請については、平成20年6月に成立した改正被爆者援護法(海外からの被爆者健康手帳申請を可能とした)の附則において、「政府は、この法律の施行の状況等を踏まえ、在外被爆者に係る原爆症認定申請の在り方について検討を行う旨規定されている。
- 検討の結果、被爆者援護法施行令を改正し、在外被爆者の原爆症認定申請について、日本国外からの申請を可能とした。

### ○申請に係るスキーム



○施行日 平成22年4月1日(平成22年3月17日公布)